

保健だより



クラス掲示用

小山城南高等学校 保健室

令和元年2学期より・・・

「出席停止扱いとなる感染症にかかった場合、必要となる証明書を統一します」

今までは・・・

【インフルエンザ以外の感染症の場合】

①「証明書」

医療機関で担当医が記入したもの

【インフルエンザの場合】

②「インフルエンザに関する登校申出書」

保護者が記入するもの

①

証明書

(医師記入)



②

登校申出書

(保護者記入)

令和元年2学期より

【出席停止となる感染症の診断を受けたら】

登校申出書

(保護者が記入するもの)

全ての感染症において、保護者の方が記入する「登校申出書」をご提出いただきます。(医師が記入する証明書の提出は必要ありません。)

※出席停止期間は、感染症の診断を受けた際、担当医に日数等を十分ご確認ください。

※**留意事項 (必ずよくお読みください。)**

- ①出席停止扱いとなる疾病の罹患が確認されましたら、早めに学校までご連絡ください。
- ②出席停止期間が長くなるなど、状況に応じて担任から詳細確認のための連絡をさせていただきます。
- ③出席停止期間は、受診した際担当医に具体的な日数等を十分ご確認ください、担任へご連絡ください。(再診の必要性の有無については、担当医の指示に従ってください。)



証明書
(医師記入)

2学期からは、医師による証明書は必要なくなります。



出席停止期間は、受診した際
担当医に具体的な日数等を
確認して記入して下さい。

この用紙は、学校に取りにきていただくか、HPからのダウンロードもできます。
また郵送・FAXでも対応いたしますので
診断を受けましたら担任へご連絡ください。

登校申出書
(保護者記入)